

日時:2023年12月14日(木)13:30~16:00
主催:茨城県(県民生活環境部女性活躍・県民協働課



市民活動支援組織スキルアップ研修「基礎編」 会計サポートのコツ

特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 理事長
税理士 中尾 さゆり



自己紹介: 中尾 さゆり

【現職】

特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 理事長

認定特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク 理事

✓ NPO法人会計基準協議会 専門委員

* その他、助成金等の審査員・運営委員を歴任

【資格】

税理士(税理士法人TAG経営)

評価士、准認定ファンドレイザー

好きなことば
学びあい
伸びしろ

「意思決定をサポートする情報を出す」



ボランタリーネイバーズとは

“よい社会”は市民がつくる。
現場・経験・知恵・資源
もちよるつながる
プラットホーム

2001年NPO法人設立
TEL 052-979-6446 E-mail vns@vns.or.jp

研修、相談助言、情報提供、調査・研究・提言、
人材交流・ネットワーク促進など

特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ



3

本日のお品書き

0. 自己紹介

1. 大野さんPresents 茨城のNPO実態調査を読み解く
2. 市民活動支援組織にとっての相談の意義／会計相談が来るタイミング
3. NPO会計支援の基礎知識
補助金助成金会計／NPO法人会計基準／実務慣行
4. NPO法人の税務 法人税／消費税
5. みんなの虎の巻

自己紹介

コメント欄に投稿お願いします

- ①お名前
- ②ご所属
- ③参加理由・ひとこと



5

市民活動支援組織に とつての相談の意義

6

市民活動支援組織における相談の意義

市民活動団体の運営等に対する課題解決→組織・活動の安定・活性化

市民活動団体のニーズを拾う

事例を拾う

関係性をつくる

→今何が起きているのかを知る。共通の課題への取り組み・解決策を仕組みとして広げていく入口

7

会計支援は 団体の未来を一緒につくるお仕事です

・不祥事防止／風評被害防止

→やることはやる。マイナスにしない。足をとられない。

・おかねの見通し・方向性がみえることで、がんばる方向性が明らかになる

=やりたいことを実現していくための海図を一緒に描きます

×決算のための決算

8

会計相談が来る タイミング

9

相談が来るタイミング(潜在的なニーズ)

- ・立ち上げたとき
- ・切羽詰まったとき(決算書ができていない、所轄庁から違っていると言われたとき)
予防と対処
- ・大きな事業をとれた時
- ・担当者が変わったとき
- ・新しいことが起きたとき

10

相談力はどうやってつける？

- ◆正解はないと割り切る 市民活動相談は「よい選択」をするために一緒に考えること
- ◆会計相談・税務相談も「事実認定」によって対応は変わってくる。一律に答えは出ない。
- ◆ある程度定型化できる
- ◆受け止める(逃げない)
- ◆その場で答えを出さなくてもよい。論点を整理してあたりをつける。
- ◆経験者・専門性の方に相談する・つなげる(全部自分で対応しなくてよいと割り切る)
- ◆数をこなす。会計相談の場合は「決算書」を読んで話をしてみる。
- ◆相談対応について検討をする
- ◆「あたりをつける」ための基礎体力をつける＝枠組み・世界観の理解



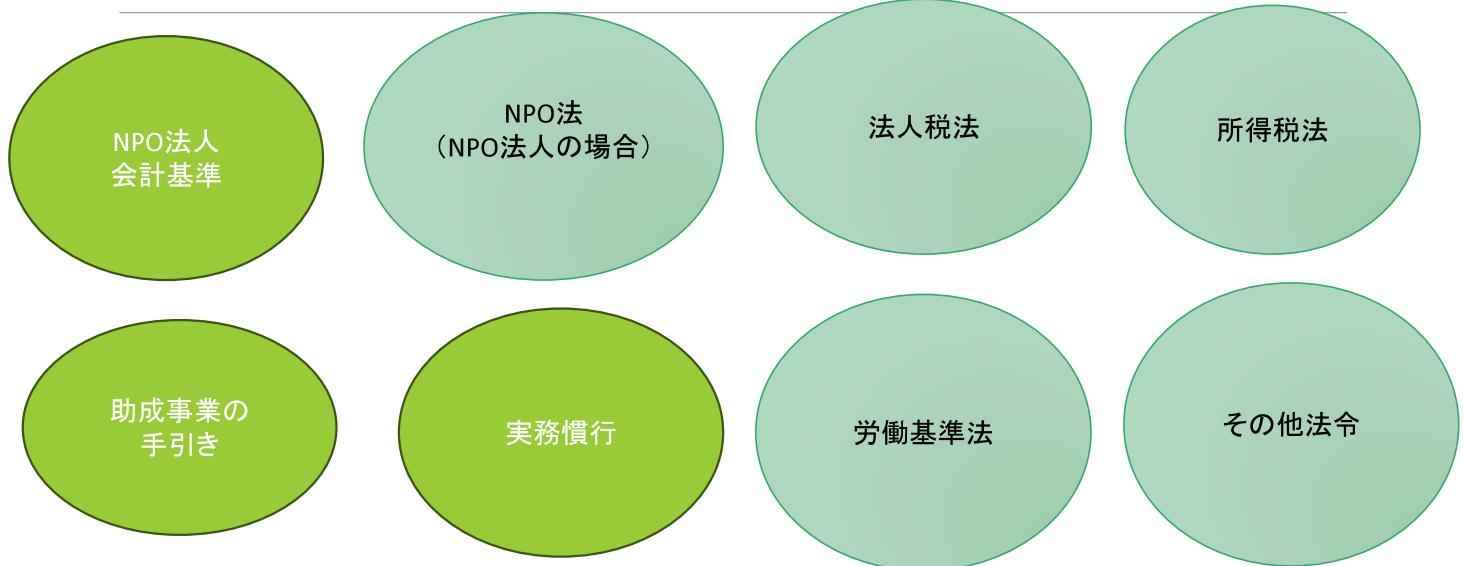
会計相談は情報提供

11

NPO会計支援の 基礎知識

12

いろいろなルールを守って活動する



13

助成金・補助金会計は ローカルルールである

14

団体の会計と助成金会計の違い

	団体の会計	助成金会計
目的	(1) お金が適切に使われたことを説明する (2) 自分たちの団体のことを多くの人に説明する	助成金を適切に使用したことを説明する
提出先	会員等のみならず、広く市民一般【情報公開】	資金提供者(財団等)
ルール	NPO法人会計基準(NPO法人の場合) 経理規定(あれば)	助成金報告の手引き等、資金提供者が定める
報告範囲	団体の活動全体	助成金を使用した活動
作成する書類 様式	NPO法人の場合は、会計基準に準拠した 活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録	収支計算書(呼称はさまざま) 様式は資金提供者により指定されることが多い
経費の範囲	団体の活動に係るものは全て計上	費用として認められるものに制限がある
勘定科目	経理規定等で定める	費目の指定がされる場合がある
期間	事業年度(会則や定款による)	助成金使用期間が定められている
収益・費用の 計上	発生主義(●年度分で計上)	現金主義(入出金ベースで計上)

15



目次

- 第1章 人件費.....
- ①人件費って何？
 - 「人件費」って何ですか？
 - column「休眠預金会計について注意すべき点
 - 給与と諸謝金・業務委託費はどう違うのですか？
 - 交通費を支払った場合は、人件費に含まれますか？
 - 給料を年末までまとめて支給することは可能ですか？
 - 最低賃金が上がり、複数年の人件費予算をどのように計上したらよいでしょうか。
 - 人にかかる支払って、いろいろな法律が関わるんですね。
- ②源泉徴収・謝金
- 「源泉徴収制度」って何ですか？
 - column「直接事業費」と「管理的経費」はNPO法人会計基準の「事業費」と「管理費」とはNPO法人以外でも「源泉徴収しないといけないですか？」
 - 謝金を支払ったときは、必ず源泉徴収するのですか？
 - 増税の源泉徴収税額はどのように計算するのですか？
 - 任意団体に講師謝金を支払う時も源泉徴収は必要ですか？
 - 個人事業主から確定申告している人に謝金を支払う場合も源泉徴収はしなくてはならないので、謝金と一緒に交通費実費を支払う場合も源泉徴収は必要ですか？
 - 「講師料は1万円で依頼はあるら、準備してね。」と言われましたが、どうしたらいよいでしょか？
 - 源泉徴収税額がある場合の領収書はどのように記載すればよいでしょうか？
 - 謝金の支払事務を効率的に行なうコツはありますか？
 - 個人事業主から受け取った請求書に源泉徴収税額の記載がないで、源泉徴収しなくてよいですか？
 - 源泉徴収税額は消費税込・消費税抜どちらの金額をもとに計算するのですか？
 - 源泉徴収税額がある場合、収支管理簿（出納帳）どのように記載すればよいですか？
 - 源泉徴収税額がある場合の替替伝票はどのように記載するのですか？
 - 支払請求書って何ですか？
 - 謝金を受け取った個人は確定申告しなくてはならないのですか？
- ③社会保険(法定福利費)15
- 社会保険にどのようなものがありますか？
 - 社会保険料に助成対象経費に含まれますか？
 - 労災保険の対象となるのはどんな人ですか？
 - 就用保険の対象となるのはどんな人ですか？
 - 社会保険（扶養）の対象となるのはどんな人ですか？
 - 就用保険・労災保険の会社負担分の予算はどのように計算すればよいですか？
 - 社会保険料会社負担分の予算はどのように計算すればよいですか？
 - 社会保険料の適用範囲が広大するそですが、どのようにになりますか？
 - 社会保険の処理は複雑ですが、収支管理簿はどのように記載すればよいですか？
- ④職員が複数事業に従事している場合.....22
- 職員が複数事業に従事している場合、給与計算等はどうにすればよいでしょうか？
 - 複数事業従事者の給料等はどの通帳から支払えますか？
 - 複数事業従事の場合の社会保険料会社負担分はどのように計算すればよいですか？
- 第2章 勘定科目ごとの留意点28
- 休眠預金会計において、予算書や報告様式（収支管理簿）の「科目」は指定されていますか？
 - 予算書で括弧内が多い経費にはどのようなものがありますか？
 - 業務委託費・諸謝金を計上する場合の注意点はありますか？
 - 「会議費」には飲食代も計上できますか？
 - 会場使用料は「会議費」？「賃借料」？
 - 「旅費交通費」や「車両費」で注意事項はありますか？
 - 「通信運搬費」を計上する場合の注意事項は？
 - 消耗品費に計上するのに迷いましたので？
 - パソコン等の備品の購入費用は助成対象経費として認められますか？
 - 備品費は助成対象経費となりますか？
 - column 収支管理簿の集計で団体の経理区分した会計の数字が合わない！！
 - 家賃や水道光熱費は助成対象経費となりますか？
 - 支払助成金や支払寄付金は助成対象経費となりますか？
- 第3章 領収書.....35
- 収支拠書類として何を提出すればよいですか？
 - 領収書がないと交通費の精算はどこでよいですか？
 - クレジットカード払い時の領収書は？
 - 謝金を振込支払した場合は、振込票があればよいですか？

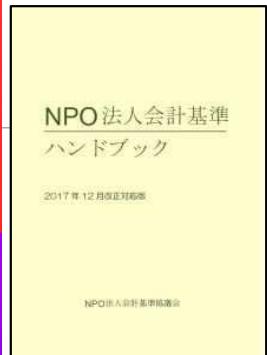
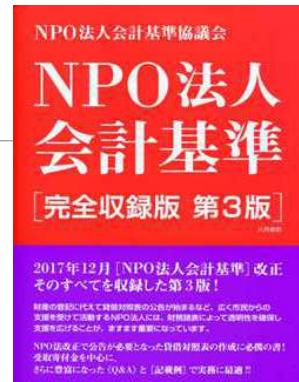


なるべく一般化してみた

16

大事なことはだいたい NPO法人会計基準に 書いてある

会計基準とは、財務諸表作成のルールです



17

NPO法人会計基準について (NPO法人会計基準協議会HP)

NPO法人会計基準とは何ですか？

NPO法人会計基準とは外部に対する会計報告書の作成指針です。

ここでいう「外部」とは**みんなさんの団体に寄付をする一般市民の方、助成団体、お金を借りる際の借入先、協働事業をする場合はそのパートナーなど**が想定されます。

NPO法人会計基準は誰が作ったのですか？

NPO法人会計基準は全国各地のNPO支援センターからなるNPO法人会計基準協議会を主体に、会計専門家、学識経験者、助成財団、金融機関など民間の力を結集して策定されました。

詳しくは「NPO法人会計基準の公表と普及に向けて」および「NPO法人会計基準の性格と基本的考え方」をご覧ください。

http://www.npokaikeikijun.jp/about_npocas_top/

NPO法人として作成する計算書類(財務諸表)

※NPO法

計算書類(活動計算書、貸借対照表及び財産目録)

(注記は明示していないが、手引きのひな形などには記載あり)

以前は計算書類(財産目録、貸借対照表、収支計算書)

NPO法人会計基準:財務諸表の体系

活動計算書

貸借対照表

財務諸表の注記

(財産目録は付属明細書扱い)

19

勘定科目

別表1

活動計算書の科目

勘定科目	科目の説明
Ⅰ 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	
賛助会員受取会費	
2. 受取寄付金	
寄附金	
資産の寄附	
施設等受取評価益	
ボランティア受取評価益	算価又は若しく低い価格で営利資産の提供を受けた場合の公正価値による評価額。 算価又は若しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合で、当該サービスを合意料等の料金等によって客観的に把握できる場合に、その合意料と同額計算する方法を採用。評価益は、その他の経費と同額計算する方法を選択した場合。
3. 受取助成金等	
受取助成金	
受取助成金	
4. 受取利息	
受取利息	
5. その他の収益	
受取利得	
為替差益	
算価差益	
Ⅱ 経常費用	
1. 事業費	
従業員報酬	
給料手当	役員に対する報酬等(従業員並務分を除く)のうち、事業に直接かかわる部分 従業員並務分の従業員人件分を含む。
臨時報酬金	
旅費	活動の所要の範囲に必要なボランティアの受取額。
旅費割合費用	退職給付金
退職給付費用	退職給付金
福利厚生費	福利手当、福利厚生費に含める場合もある。
2. その他の経費	
売上原価	販売用相手資本を販売した時の原価。
業務委託費	
卸却料	
印刷製本費	課題等に対する謝礼金。
会議費	
旅費交通費	
車両運搬費	
通信運搬費	
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	
油代安宿費	

別表2

貸借対照表の科目

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1. 現金	現金の状況に上るものも含む。 現金、預金として表示することもできる。
未払金	
支票	
預金	
定期預金	
保証金	
仮払金	
仮受取金	
2. 固定資産	目的が特定されている資産で液体資産に属するもの。目的を明示する。
(1) 有形固定資産	建物等に属する機器等を含む。
建物	
構造物	
機器等	
工具備品	
土地	
(2) 無形固定資産	丁寧の語及び、みゆ正村みかど、桂綸美子だけ製作物の指定資産。 機器あるいは前項に属する機器の原価。
権利譲渡権	
著作権	
商号権	既に使用する予定の商号 既に登録された商号は含まれない。 既に登録されない商号は含まれない。
登録商標	
登録特許	
登録著作権	
II 負債の部	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
1. 流動負債	仮払金等が営業年度末から1年以内に償入金。 商品の代入料に応じる割合も含む。
未払金	
仮受取金	
仮払金	
2. 固定負債	既訴請権が一年を超える債務。 既訴請権が既訴請権の期末残高。
(1) 固定負債	
長期借入金	
長期預り金	
長期買取債務	
長期受取賃	
長期受取賃	

20



会計基準の書籍 ▶	実務担当者のための ガイドライン 記載例 ▶	実務担当者のための ガイドライン Q&A ▶	みんなで解決! 質問掲示板 ▶
ダウンロード/リンク集 ▶	NPO法人会計基準とは ▶	策定及び 改正に関する資料 ▶	

NPO法人会計基準協議会のHPご活用ください

21

「これでいいの？」には実務慣行や戻るべきところを知っておく必要がある

正解はないが、妥当かどうか、団体に合っているかどうかはいろいろ...あたりをつける、ための裏付け

22

決算書の数字が合わないのは、どこかでズれているから

会計ソフトがやってくれるのは
「集計作業」のみ。

正しい決算書作成のためには、
現預金管理や証憑(領収書や請求書)
整理は欠かせない！

会計ソフトで自動集計or手書き帳簿から集計

多桁式出納帳で集計

取引発生

証憑入手

出納帳・
伝票作成

出納帳・
伝票入力

仕証帳
作成

総勘定
元帳作成

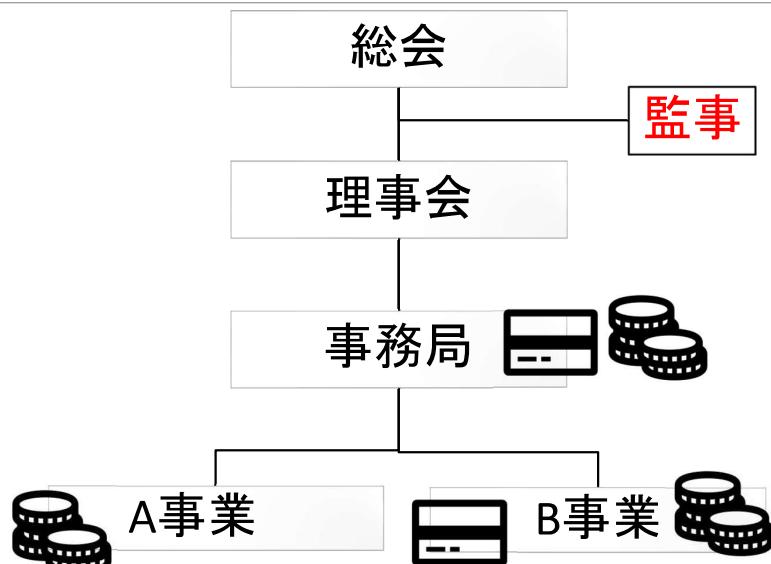
試算表・
部門別残
高試算表
作成

財務諸表
作成

外部
公表用

他、内
部管
理用

「だれが会計やるの？」「誰が決めるの？」 会計処理に関わる組織体制



「こんな経費出していくの？」 ルールを決めておく

担当者

・会計責任者(_____)

・出納責任者(_____)

管理方法

・手許現金の上限金額(_____万円)

※初めから詳細な経理規定を作るのではなく、実態に応じてひとつひとつルールを決めていくべきよい。

※ルールを決めるときには、ルールの改廃を誰(どこ)がするのかも決めておく。

25

「決算書のどこにいれる？」には 事業区分や勘定科目を決めておく

NPOの定款・会則

予算書、前年度の決算書

委託事業の契約書、助成金の要綱(いつ、どのような報告が必要になるのか?)

をもとに決める

「あのおかねはどこに入っている？」 とならない事業区分整理 別会計に要注意

定款の事業（モデル定款第5条）で、
特定非営利活動とその他事業があるかを
確認してください。その他事業がある場合は、
活動計算書を区分することとなっています。

特定非営利
活動

その他事業

A事業

B事業

管理

自主

委託

自主

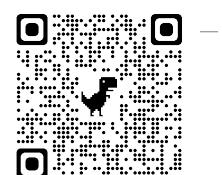
助成



「勘定科目、どれにすればいい？」 →科目一覧表を作成しておきましょう

NPO法人会計基準勘定科目参照

資料：活動計算書勘定科目
予算書と比較して、過不足がないか確認しましょう



資料：貸借対照表勘定科目
財産目録作成を意識して、補助科目を設けておきましょう

普通預金

A銀行
B銀行
C銀行

長期借入金

A銀行
D理事
E理事

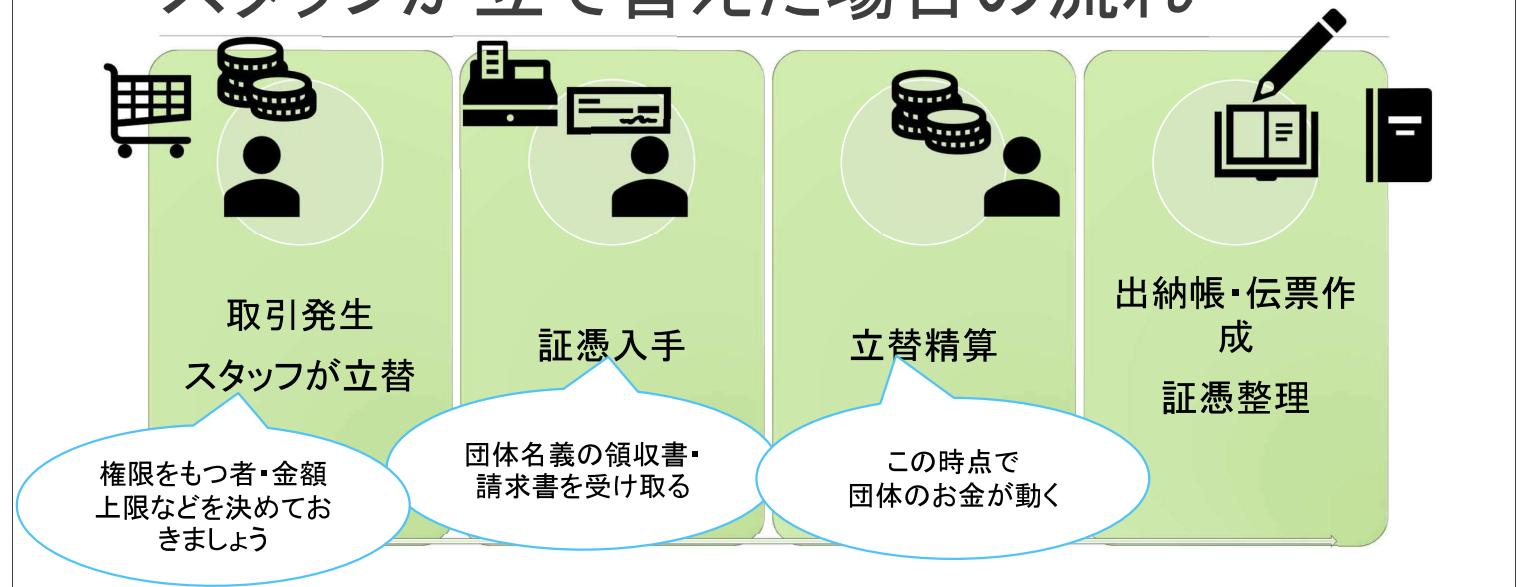
預り金

源泉所得税
社会保険料
住民税

「なんか、ぐちゃぐちゃになる」 お金と書類の流れは一方通行に



スタッフが立て替えた場合の流れ



「レシートがないから自腹？」 →証拠書類を作成する

団体名称のレシート・領収書を受け取るようにしましょう。

団体経費分については、個人の買い物と混在しないよう、注意しましょう。

公共交通機関の切符など領収書の取れないものについては、旅費交通費精算書などを使用するとよいでしょう。

立替の量や頻度が多い場合は、立替精算のルールを決めておきましょう

- ・立替精算の権限を持つ人、承認する人
- ・金額の上限
- ・精算の頻度
- ・精算書様式

交通費精算書

旅費交通費精算書					2023年11月20日	
氏名						
日付	行き先	交通機関	区間	金額		
11月19日	ぎふ●●会館	名鉄	名鉄名古屋 ~ 岐阜	1,620	往復	
					往復	
					往復	
					往復	
					往復	
					往復	
					往復	
					往復	
					往復	
					往復	
					往復	
				合計	1,620	

自家用車で移動した場合は、●円/kmにて計算する。
(現金払いの場合)
上記受け取りました。

受取日： 受領サイン：

作成	承認

立替精算書																	
申請者氏名		【事業区分】															
申請日		11 デイ(あさがお)	12 デイ(ひまわり)	21 一時預かり	22 こども食堂												
領収書は下記番号順に別紙添付		31 たすけあい自主	32 たすけあい助成	50 駐車場	90 管理												
No.	支払先	品目	事業区分	金額	備考												
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
合計																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受付</th> <th colspan="2">承認</th> <th colspan="2">精算</th> <th></th> </tr> <tr> <th>日付</th> <th>担当</th> <th>日付</th> <th>担当</th> <th>日付</th> <th>担当</th> </tr> </thead> </table>						受付	承認		精算			日付	担当	日付	担当	日付	担当
受付	承認		精算														
日付	担当	日付	担当	日付	担当												
<input type="checkbox"/> 現金にて精算 精算日 受取者サイン																	
<input type="checkbox"/> 口座振込にて精算 振込日 振込口座 銀行 支店																	

これも便利 立替精算書例

33

「書類はどうやって整理すればいい？」 書類のファイリング

領収書は日付順・科目順など、一定のルールに従って綴ります。

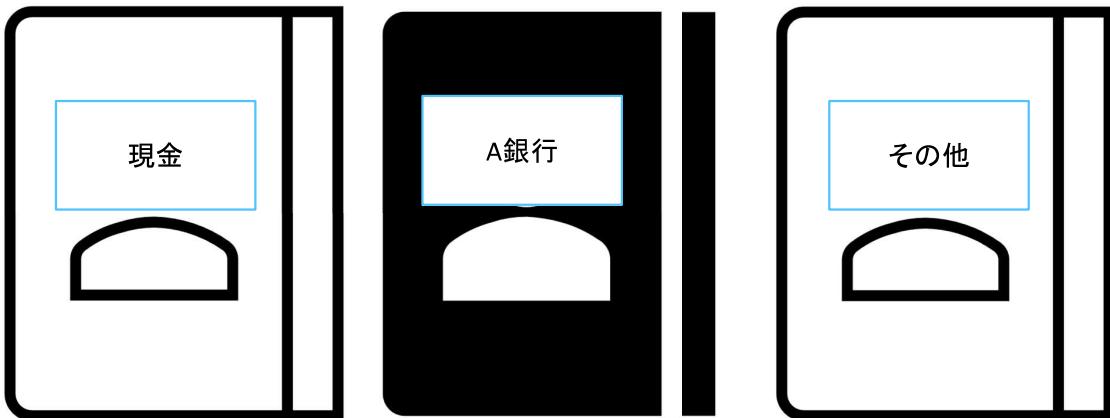
一①日付順で一元化し1冊のファイルに綴じていく方法、②金庫や通帳ごとにファイルを作成したうえで、日付順に綴じていく方法があります。

助成金などによっては、領収書の原本の提出を求められることもあります。その場合は、別途保管しましょう。

請求書等については、主要な取引先については取引先別に、その他は日付順に綴ります（請求書・領収書セットで綴ればOK）。

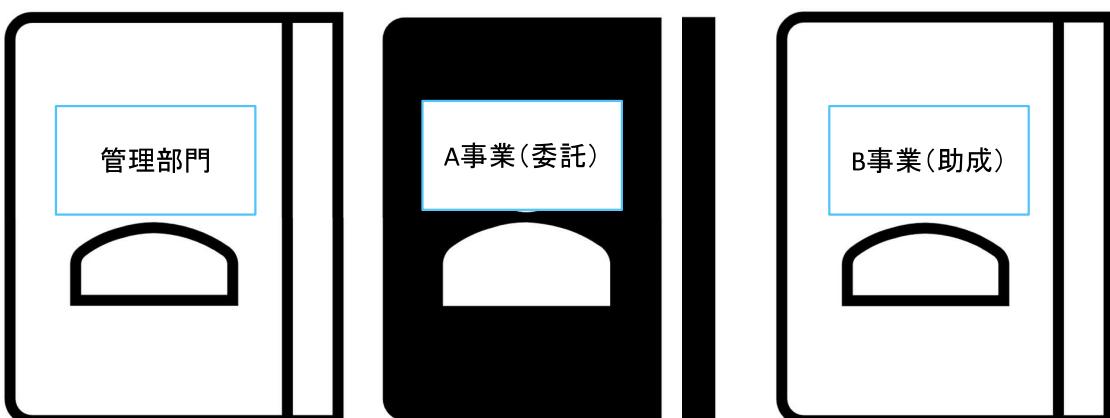
税金や社会保険の領収書は別途保管しておくと便利です（税金や社会保険の調査に備えるため）

ファイルに綴じる場合の例(現預金別)



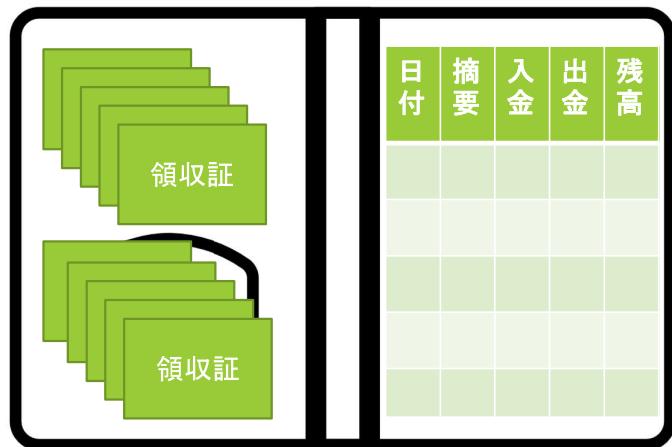
35

ファイルに綴じる場合の例(事業別)



36

現金取引が中心の場合の例



37

振替伝票 兼 領収証等貼付用紙

●出納帳や伝票様式に事業区分記載欄をつくると便利です

振替伝票 様式（例）

日付：4月1日

事業区分（をいれてください）

A1 自主事業 A2○○助成事業 B1 自主事業 B2□□委託事業 C 事業 共通

取引先	取引内容	借方科目	金額	貸方科目	金額
郵便局	イベント案内切手	通信費	82	現金	82

領収証
2023年6月1日
NPO法人○●様
金1,100円
但、●●

38

「スペースがないから、会計書類捨ててもいい？」→書類の保存期間

- ・「文書管理規定」がつくれば、それに従う
- ・「書類の保存期間」参照

文書保管年限（例）

保存期間	書類	(関連)
2年	健康保険・厚生年金保険に関する書類 雇用保険に関する書類	(健保規) (雇保規)
3年	賃金台帳 労働者名簿 雇入れ・解雇・退職に関する書類 賃金その他労働関係の重要書類（労働時間を記録する出勤簿など） 労災保険に関する書類 労働保険の徴収・納付等の関係書類 建造物等の火災保険に関する書類	(労基法) (労基法) (労基法) (労基法) (労災規) (徴収規)
4年	雇用保険の被保険者に関する書類	(雇保規)
5年	健康診断個人票 事業報告書、役員名簿、社員名簿	(安衛則) (NPO 法)
7年	現金の收受・払出し・預貯金の預入れ・引出しに際して作成された取引証憑書類（領收書、預金通帳、借用証など） 取引証憑書類（請求書、注文請書、契約書、見積書、仕入伝票など） 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（取引に関して受領または交付する注文書、契約書、送り状、領收書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項の記録）	経理規程 経理規程 経理規程



JANPIA各種規程等

39

【追加】電子帳簿保存法の保存対象

「保存義務者」とは、
国税に関する法律の規定により
国税関係帳簿書類の
保存をしなければならないこととされている者をいいます

①電子帳簿等保存【任意】

電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存

例：会計ソフトのデータ

②スキャナ保存【任意】

紙で受領・作成した書類を画像データで保存

③電子取引【必須】

電子的に授受した取引情報をデータで保存

例：ネット購入の請求書、メール添付の請求書

40

「お金が合わない」を防ぐ 現金出納帳記載例 & 金種表作成

日付	事業区分	科目	取引先	内容	入金	出金	残高
10/1				前月繰越			10,000
10/3	A2〇〇助成	消耗品費	■■商店	WS用消耗品 10/2		1,100	8,900
10/3	共通	水道光熱費	中部電力	9月分電気代		3,000	5,900
10/3		仮払金		現金過不足		100	5,800

41

金種表記載例

金種	数	金額
10000	0	0
5000	0	0
1000	4	4000
500	2	1000
100	6	600
50	2	100
10	10	100
5	0	0
1	0	0
合計(A)	—	5,800
現金出納帳残高(B)	—	5,900
差額(C)=(A)-(B)	—	-100

42

領収書には何を書かないといけないの？

○ 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式の請求書等の記載事項の比較（消法30⑨、57の4①、旧消法30⑨、28年改正法附則34②）

請求書等保存方式 (令和元年9月30日まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日から)
① 書類の作成者の氏名 又は名称	① 書類の作成者の氏名 又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏 名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)
④ 課税資産の譲渡等の税込価額	④ 税率ごとに合計した 課税資産の譲渡等の税込価額	④ 税率ごとに区分した 課税資産の譲渡等の税込価額 又は税込価額の合計額及び適用税率
⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	⑤ 税率ごとに区分した 消費税額等
(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式における請求書等の記載事項に下線（実線）部分が追加されています。		⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

出典：インボイス制度特設サイト
国税庁お問い合わせの多いFAQ

（注）1 区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式における請求書等の記載事項に下線（実線）部分が追加されています。
2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等の記載事項に下線（点線）部分が追加・変更されています。

43

「何かいておけばいい？」 帳簿の記載事項

法人税や消費税の規定を参考に、下記については帳簿に記載しましょう

出納帳の日付は、NPOの金庫・通帳からお金が出て行った日を記載します。

領収書の日付が入出金日と異なる時は、摘要欄に記載します。

取引の相手先を記載します。

匿名の寄附など記載できないものはその旨を記載します。

立て替えたスタッフの名前ではなく、取引の相手方を記載します。

取引の内容を記載します。

取引金額を記載します。

勘定科目を記載しましょう。

事業区分を記載しましょう。のちほどどの処理を簡素化するため、できる限り入出金の都度、区分しましょう。（「共通」部門を活用し、決算時に按分する方法もあります）

※消費税のインボイス対応の帳簿記載については、会計ソフトで対応することをおススメします

NPO法人の税務①

法人税の基礎知識

個別案件は税理士か税務署へご相談ください

45

NPO法と法人税法

「法人税法上の収益事業」に該当する事業を行っている場合のみ、法人税の申告・納税をしなくてはなりません。

「法人税法上の収益事業」は「販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されています(法人税法第2条第1項13号)

法人税法＼NPO法	特定非営利活動に係る事業 (本来事業)	その他の事業
収益事業		法人税の対象となる事業
非収益事業		法人税の対象とならない事業

収益事業の課税要件

事業としての性質(収益性など)

施行令34業種(特掲事業)

継続性

事業場

法人税の申告必要

47

★「販売業・製造業その他政令で定める事業」

- 1) 物品販売業 2) 不動産販売業 3) 金銭貸付業 4) 物品貸付業
- 5) 不動産貸付業 6) 製造業 7) 通信業 8) 運送業 9) 倉庫業
- 10) 請負業 11) 印刷業 12) 出版業 13) 写真業 14) 席貸業 15) 旅館業
- 16) 料理店業その他の飲食店業 17) 周旋業 18) 代理業 19) 仲立業
- 20) 問屋業 21) 鉱業 22) 土石採取業 23) 浴場業 24) 理容業
- 25) 美容業 26) 興行業 27) 遊技所業 28) 遊覧所業 29) 医療保健業
- 30) 技芸教授業 31) 駐車場業 32) 信用保証業 33) 無体財産提供業 34) 労働者派遣業(2008年に追加)

☆技芸教授業の技芸とは、洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、料理、工芸、デザイン(レタリングを含む)、自動車操縦、小型船舶(総トン数5トン未満の沿岸小型船)の操縦のことをいう(法人税法施行例第5条第1項第30号)。 * 限定列挙

法人税法の収益事業の対象とならない事業

無償の事業

障害者等が2分の1以上従事している事業+生活の保護に寄与
(法人税法施行令第5条)

実費弁償で行う事業(法人税法基本通達15-1-28)

事業廃止や相当期間保有していた固定資産の処分損益

49

NPO法人の税務② 消費税の基礎知識

個別案件は税理士か税務署へご相談ください

50

消費税等の納稅義務 2年前・1年前の課稅売上高により判定

① 年度	2021	2022	2023	2024
課稅売上高	1000万円超		(この課稅売上 が1000万円以下で あっても)	
納稅義務			あり	
② 年度	2021	2022	2023	2024
課稅売上高	1000万円以下		(この課稅売上 が1000万円以下で あっても)	
		前半6か月の課稅 売上高1千万円超 かつ給与支給額1 千万円超		
納稅義務			あり	

51

免税事業者が インボイス登録する／しないの違い

登録する

- ・請求書等に登録番号を記載可能に
→取引先の消費税の税負担を増やさないで
済む
- ・消費税の申告納稅が必要
→事務負担が増える、納稅が必要となる

登録しない

- ・請求書等に登録番号を記載することができ
ない
- 取引先(事業者)の消費税の税負担が増え
る可能性がある

52

活動計算書と消費税区分

活動計算書

特定非営利活動法人	*****		[税込] (単位:円)
		自 令和3年 6月 1日 至 令和4年 5月31日	
【経常収益】			
【受取会費】	不課税	165,000	
正会員受取会費		31,000	196,000
賛助会員受取会費			
【受取寄付金】	不課税		10,000
受取寄付金			
【受取助成金等】	不課税		160,000
受取助成金			
【事業収益】			
高齢者・障がい者自立事業収益		63,160	
地域の社会教育事業収益		148,500	
まちづくり事業収益		1,440,545	
子育て支援事業収益		375,400	
衣食住文化の観光事業収益		1,601,700	
市民、市民活動団体事業収益		8,902,655	
【その他収益】			
受取 利息		37	
雜 収 益	課税・非課税・不課税 混在	82,950	82,987
経常収益			12,980,947
非課税			
課税 OR 非課税			

53

課税仕入れにかかる消費税の計算 本則課税と簡易課税

本則課税

収益・費用とも消費税等がかかる・かからないを判断しなくてはならない

基準期間の課税売上高が5000万円以上の場合は、簡易課税の適用を受ける旨の届出書を事前に提出していくと適用される

受取会費、受取寄付金、受取助成金等の**対価性のない収益が多い場合、「国等の特例」の計算**が必要になる

控除には帳簿に一定事項の記載必要

簡易課税

基準期間の課税売上高が5000万円未満かつ**簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出**している事業者に適用あり

みなし仕入率により計算(売上を業種によって区分しておく必要がある)

- ・事後の有利選択はできない
- ・インボイス制度により、新たに納税義務者となった場合には特例がいろいろある
→税理士に個別に相談しましょう

54

NPO 法人
会計サポート
虎の巻



NPO 法人会計基準協議会

いろいろな会 計サポートの あり方

「虎の巻」参照

55

こんなとき、どうする？

56

所轄庁の様式のまま

- ・NPO法人会計基準の様式≠所轄庁の様式、ということもある
- ・「××」がのこっている

57

スポーツクラブの会費は、受取会費？

58

固定費＝管理費になっている決算書

59

「その他の事業」が多額

60



みんなの虎の巻

みなさんの「虎の巻」を教えてください

61

役に立つWEB・書籍等

(1)Web

国税庁HP

NPO法人会計基準協議会

NPO会計税務専門家ネットワーク

「NPO法人のための業務チェックリスト」 ⇒⇒⇒

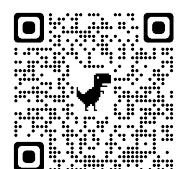
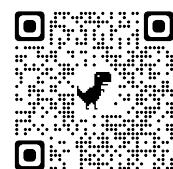
NPO会計担当者ネットワーク ⇒⇒⇒

NPO法人のための簿記 ⇒⇒⇒

(2)書籍等

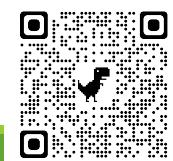
NPO法人会計基準協議会『NPO法人会計基準[完全収録版第3版]』八月書館 2018

NPO会計税務専門家ネットワーク『NPO法人実務ハンドブック』清文社 2018



(3)その他

NPO会計力検定 每年8月と2月の日曜日に開催 ⇒⇒⇒



62